

※この手引では、出雲市認可保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業施設を合わせて「保育所」と記載しています。

出雲市 保育所入所の手引（令和9年度）

『注意事項等を記載していますので、本手引の内容をご確認のうえお申込みください。』

※出雲市民の方で市外の保育所を利用したい場合は、受付期間等が異なります。詳しくは「7.広域入所の申込み(P.4)」をご確認ください。
※出雲市への転入予定がなく出雲市内の保育所を利用したい場合は、お住まいの自治体へご相談ください。

◆ 令和9年度4月入所申込 及び 5月以降予約入所申込受付日程

	選考対象	入所可能状況 公開日 (窓口・市HP)	申込受付期間 (郵送必着)	選考結果 発送日
1次募集	4月入所 (5月以降産休育休復帰除く) 及び広域受託継続入所	R8.11.11(水)	オンライン： R8.11.11(水)～ R8.11.30(月) 窓口： R8.11.16(月)～ R8.11.30(月)	R9.1.4(月)
2次募集	4月入所 及び 5月以降産休育休復帰予約 及び広域受託新規入所	R9.1.4(月)	オンライン： R9.1.4(月)～ R9.1.21(木) 窓口： R9.1.7(木)～ R9.1.21(木)	R9.2.26(金)

※2次募集では、選考結果発送の同日に市ホームページで内定者のIDを公開します。

保育所一覧 入所可能状況



◆ 令和9年度5月以降の随時入所申込受付日程

入所希望月	審査月	申込受付期間 (郵送必着)	入所可能状況 公開日 (窓口・市HP)	選考結果 発送日
R9年 5月入所～	4月	R9.4.1(木)～ R9.4.9(金)	毎月7日頃	毎月20～22日頃
R9年 6月入所～	5月	R9.5.6(木)～ R9.5.11(火)		
R9年 7月入所～	6月	R9.6.1(火)～ R9.6.9(水)		
R9年 8月入所～	7月	R9.7.1(木)～ R9.7.8(木)		
R9年 9月入所～	8月	R9.8.2(月)～ R9.8.10(火)		
R9年10月入所～	9月	R9.9.1(水)～ R9.9.8(水)		
R9年11月入所～	10月	R9.10.1(金)～ R9.10.8(金)		
R9年12月入所～	11月	R9.11.1(月)～ R9.11.10(水)		
R10年 1月入所～	12月	R9.12.1(水)～ R9.12.9(木)		
R10年 2月入所～	1月	R10.1.4(火)～ R10.1.11(火)		
R10年 3月入所～	2月	R10.2.1(火)～ R10.2.8(火)		

保育年齢について

【令和9年度保育年齢区分表】

生年月日	保育年齢
R3.4.2生 ～ R4.4.1生	5歳児
R4.4.2生 ～ R5.4.1生	4歳児
R5.4.2生 ～ R6.4.1生	3歳児
R6.4.2生 ～ R7.4.1生	2歳児
R7.4.2生 ～ R8.4.1生	1歳児
R8.4.2生 ～	0歳児

保育所の入所枠や保育料は、上記の表に掲げる保育年齢（各年度4月1日時点の年齢）により行います。
年度途中で誕生日を迎えても、保育年齢は変わりません。

- ・入所可能状況とは、保育年齢別の受入見込について保育所別に表記したものです。右上のQRコードからご確認ください。
- ・産休育休から元の職場に復帰される方は予約入所申込み（出生前ベビーも可）ができます。
(例：4月復帰の方⇒1次募集から申込み可、5月以降復帰の方⇒2次募集から申込み可。2次募集終了後は入所希望月に関わらず直近の受付期間内に申込みできます。)
- ・産休育休復帰以外の方で5月以降に入所希望の方は、上記の随時入所申込受付日程に記載の入所希望月に対応する受付期間内にお申込みください。

※選考結果発送の同日に市ホームページで内定者のIDを公開します。

◆ 入所申込方法

オンライン	・受付期間中は最終日を除き24時間申込が可能です。 ・受付最終日は17:00までの受付です。 ・閉庁日にオンライン申込をした場合は、翌開庁日が受付日になります。	オンライン申請
窓口	本庁（出雲市役所 保育幼稚園課）又は 各行政センター市民サービス課 受付時間（平日）：8:30～17:00 1次～2次募集の期間中のみ、本庁窓口では混雑回避のため来庁日時を指定する予約受付を行います。なお、予約なしでも随時受付しますが、窓口状況によってはお待ちいただく場合があります。ご了承ください。	窓口予約
郵送 ※受付期間内必着	・必要書類を送付してください。（P5-P6参照） ・市担当者から受付完了の連絡を行います。申請書へは、日中連絡のとれる番号をご記載ください。 ・郵便物の追跡ができる郵送方法（簡易書留・特定記録郵便など）で提出してください。 送付先：〒693-8530 出雲市今市町70 出雲市役所 保育幼稚園課 入園係 宛	

必要書類は、窓口交付のほか
出雲市ホームページからダウンロードできます。



出雲市HP

保育所入所

検索

お問い合わせ先

〒693-8530 出雲市今市町70
保育幼稚園課 入園係（本庁舎1階）
TEL 0853-21-6964
FAX 0853-21-6413

各行政センター（市民サービス課）
（平田）0853-63-5567
（佐田）0853-84-0111
（多伎）0853-86-3116
（湖陵）0853-43-1215
（大社）0853-53-3116
（斐川）0853-73-9110

もくじ

1 保育所入所に関する情報一覧	P1	9 申込み後から入所までに必要な手続き	P7
2 入所申込みの条件	P1	10 入所後に必要な手続き	P8
3 保育の必要性の認定	P2	11 選考（入所審査）基準	P9-10
4 入所の流れ	P3	12 保育料等について	P11-12
5 予約申込み	P4	13 その他の保育サービス	P13
6 転園申込み	P4	14 よくある質問Q & A	P14
7 広域入所の申込み	P4		
8 必要書類・入所申込み方法	P5-7		

1 保育所入所に関する情報一覧

 保育所入所 保育所入所の手続き・必要書類について案内しています。 手続きを確認 ▶	 申込書記載例 申込書の記載例を掲載しています。 書き方を確認 ▶	 保育所一覧 市内保育所の情報（所在地・利用定員など）を掲載しています。 保育所を確認 ▶	 申込チェック表 必要書類を確認できます。提出前にご確認ください。 必要書類を確認 ▶
 保育料 保育料の算定・納付・減免制度など、保育料に関する情報を掲載しています。 保育料を確認 ▶	 Q&A 入所手続き、保育料などのよくある質問を掲載しています。 疑問を解決 ▶	 各種電子申請（オンライン申請） <ul style="list-style-type: none"> オンライン入所申込 希望園変更 申込取下 内定辞退 保育料納付証明書 保留通知の発行 不備・追加書類提出 など 電子申請はこちら ▶	

2 入所申込みの条件

保育所は、保護者が就労や疾病等の理由で子どもを家庭で保育することができない場合、保護者に代わり保育を行う児童福祉施設です。

入所を申し込むためには、下記①～③の条件を“すべて”満たす必要があります。

- ① 出雲市に住民登録していること（転入予定の場合も含みます）
- ② 保護者(父母いずれも)が、「保育を必要とする事由」に該当すること
- ③ 入所希望日に産後8週を経過していること

★育児休業の期間中は、新規で保育所に預けることはできません。

※ただし、ひらた乳児保育園の2歳児クラスを卒園する児童で、保護者が育児休業中の場合は新規申込み可能です。

★転入前の申込みが可能です。内定した場合、入所月の前月末までに転入手続を完了することが必須です。

※例：4月入所内定の場合、3月31日までに転入手続をお願いします。なお、土日祝は転入手続ができません。

- ・ 出雲市立中央保育所は、保育年齢1・2歳児のみの受入れです。また、1歳児は【保育年齢が1歳】かつ【満1歳3か月を経過】していて、【離乳食が完了している】ことが入所申込みの条件です。2歳児クラスの卒園児（11月審査以降に内定した場合は除く）で希望される方は、中央幼稚園に進級することができます。
- ・ ひらた乳児保育園は小規模保育事業施設で、保育年齢0～2歳児のみの受入れです。2歳児クラスの卒園児で希望される方は、翌年度に平田保育会の各施設（平田・みなみ・わにぶち・中部）へ継続入所することができます。

3 保育の必要性の認定

保育所の利用を希望する場合、「保育を必要とする認定」を受ける必要があります。

- ・ 保護者が「保育を必要とする事由」（下記参照）のいずれかに該当し、児童を保育することが困難な場合、認定を受けることができます。
- ・ 認定を受けるには申請書の提出が必要です（「入所申込書」が認定申請書も兼ねています）。
- ・ 保護者の保育を必要とする事由や就労時間などに応じて保育を受けられる時間（「保育必要量」）が認定されます。

【教育・保育給付認定の種類】

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢		3歳以上	3歳以上	3歳未満
保育の必要性		なし	あり	あり
申込対象	幼稚園	3～5歳	—	—
	保育所	—	3～5歳	0～2歳
	認定こども園	幼稚園部分 3～5歳	保育所部分 3～5歳	保育所部分 0～2歳
施設利用可能な時間		4時間（教育標準時間）	11時間（保育標準時間） 8時間（保育短時間）	11時間（保育標準時間） 8時間（保育短時間）

※3号認定（0～2歳児）の有効期間は満3歳に達した日の前日までです。満3歳到達により2号認定となります。

【保育を必要とする事由・有効期間・保育必要量】

- ・ 父母のいずれか一方でも保育短時間に該当する事由の場合は、『保育短時間』で認定します。
- ・ 『保育標準時間』に該当する場合であっても、希望により『保育短時間』で認定します。

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間	保育必要量	
		『保育標準時間』条件 （1日に最大11時間利用）	『保育短時間』条件 （1日に最大8時間利用）
就労※	最長で児童の小学校就学まで	月120時間以上の就労	月48時間以上 120時間未満の就労
産前産後	出産予定日の前後8週の属する月の初日から 月末まで ※期間終了後は退所	全て	—
疾病・負傷・障がい	療養の必要がなくなるまで	全て	—
親族の介護・看護※	介護・看護の必要がなくなるまで	月120時間以上の介護等	月48時間以上 120時間未満の介護等
求職活動・起業準備	開始日から90日を経過する日の月末まで ※就労開始すれば継続入所可能	全て	—
就学・職業訓練※	卒業（修了）月の月末まで	月120時間以上の就学等	月48時間以上 120時間未満の就学等
児童虐待・DV	事由が解消されるまで	全て	—
不在（市外在住含む）	事由が解消されるまで	全て	—
要介護	事由が解消されるまで	全て	—
災害復旧	災害復旧が終了するまで	全て	—
市が特に認める場合	市が必要と認める期間	状況による	

※該当する事由に要する時間が、月48時間以上であることが必要です。

【利用時間のイメージ】例：開所時間 7:30～18:30（保育短時間 8:30～16:30）の場合

	7:30	8:30		16:30	18:30	19:30
						
保育短時間	延長保育	保育短時間利用（最大8時間/1日）			延長保育	
保育標準時間	保育標準時間利用（最大11時間/1日）					延長保育

★ 各保育所で定める利用時間を超えて利用する場合、延長保育となります（別途延長保育料が発生します）。

★ 就労時間の延長等により保育時間を変更する場合、前月中の手続きが必要です（月途中の変更はできません）。

4 入所の流れ

入所申込準備

- ・ 希望する保育所の見学 ※各保育所に直接おたずねください。
- ・ 入所可能状況(空き状況)の確認 ※窓口及び出雲市のホームページで公開
- ・ 入所申込みに必要な書類の作成
※書類は窓口での配布のほか、ホームページからのダウンロードもできます。

入所申込み

- 【年度当初入所】4月入所希望は1次募集又は2次募集で申し込みください。
- 【 随時入所 】5月以降の入所希望は入所希望月前月の受付期間に申し込みください。
- 【 予約申込 】5月以降に産休育休から職場復帰予定がある方は、2次募集から申し込みください(出生前の申込可)。
- 【 転園申込 】入所中の保育所に在籍しながら、別の保育所への転園申込みができます。
- ※申込後、世帯状況や就労状況等に変更が生じる場合は、都度手続きが必要です。

選 考 (入所審査)

結 果 通 知(郵送)

- ※「保留通知」は初回審査及び申込内容の変更手続き後の初回審査のみ郵送します。
- ※ 内定通知は内定者全員に郵送するほか、2次審査以降は市HPでIDを公開します。IDは内定通知、保留通知でご確認ください。

再 選 考

入所内定

入所保留 (未決定)

- ・ 未決定の場合、取下げの意向がない限り、年度内の入所希望期間は継続して選考します。
- ・ 入所希望保育所を変更される場合「保育所入所希望変更届」を提出してください。
- ・ 幼稚園や認可外保育所を利用するなど、認可保育所への入所を希望しなくなった場合は、必ず「保育所入所申込取下げ届」を提出してください。
- ・ 初回選考以降、「保留通知」の交付が必要な場合は、
右記QRコードから申請いただくか、保育幼稚園課へご連絡ください。



保育所での面接・準備等

- ・ 入所が内定した保育所で面接を実施します。各保育所へ直接連絡してください。
- ・ 保育所の面接や医師の診断により、集団生活が困難であると判断されたときは、内定取り消しとなる場合があります。
- ・ 保育料の口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。
- ・ 一部金融機関はオンラインでの手続きが可能です。(「◎保育料・給食費に関するQ&A(P14)」参照)

入 所※

ならし保育

- ・ 入所日から2週間程度「ならし保育」を実施するため、保育時間が短くなります。
- ・ ならし保育の期間や時間は保育所によって異なります。

- ・ 保育料等の決定通知書や認定証は、入所した月の中旬頃に送付します。
- ※入所後、世帯状況や父母の就労状況等に変更が生じる場合は、都度手続きが必要です。

※入所日は原則、月初日入所です。
母の保育を必要とする事由が「就労」で、かつ産後休暇から復帰する場合に限り、月途中入所が可能です。

5 予約申込み

産後休暇・育児休業が終了し、令和9年5月1日から令和10年4月20日までに元の職場に復帰しなければならぬことが分かっている方は、2次募集から予約申込みができます。

【入所希望日】※産休復帰以外は月初日入所となります。

(1)産後休暇から復帰する場合

①産後8週経過日の翌日 又は ②産後8週経過日が属する月の翌月初日 のいずれかを選択
例) 4月10日出産 ⇒ ①6月6日入所 又は ②7月1日入所

(2)育児休業から復帰する場合

A. 復帰日が当月1日～20日の場合

①職場復帰する月の前月初日 又は ②当月初日 のいずれかを選択

例) 5月20日職場復帰(育児休業5月19日まで) ⇒ ①4月1日入所 又は ②5月1日入所

B. 復帰日が当月21日～末日の場合

職場復帰する月の当月初日

例) 5月21日職場復帰(育児休業5月20日まで) ⇒ 5月1日入所

《予約申込みに関する注意点》

● 次の場合、入所内定・入所決定を取消します。

- ・「職場復帰済証明書」の提出が期限内にない場合(用紙は入所前に、保育所を通じてお渡しします。)
- ・職場復帰前に離職、または転職した場合
- ・予約申込みで内定後、育休期間の延長等により入所月または、予約申込み時の職場復帰月を遅らせる場合(前月入所の内定後、職場復帰を21日以降に遅らせた場合を含む。)

● 育児休業給付金の支給に関する問い合わせについては、市ではお答えできません。

雇用主またはハローワークにお尋ねください。

6 転園申込み

入所中に他の保育所へ転園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。次ページ「8 必要書類・入所申込み方法」をご確認いただき、必要書類をご提出ください。

《転園申込みに関する注意点》

● 内定後は必ず転園してください。

内定を辞退された場合でも、在籍中の保育所は退所となります。(転園内定と同時に、空枠へ他児童の入所が決定するため。)

● 転園申込みを取りやめる場合は、速やかに「保育所入所申込取下げ届」を提出してください。

申込受付締切期日を過ぎて「保育所入所申込取下げ届」を提出された場合、対応(転園内定の辞退)ができませんのでご注意ください。

● 育児休業中は、入所中の兄弟姉妹に限り転園申込みを受け付けます。

● 転園は予約申込みの対象外です。

育児休業等の復帰月からの転園申込みは、前月の選考(入所審査)となります。

● 転園が決定するまでの間は、退所の意向を示さない限り入所中の保育所への継続入所が可能です。

7 広域入所の申込み

住所地以外の市区町村の保育所に入所することを「広域入所」といいます。申込みは次のとおりです。

● 出雲市在住で、出雲市外の保育所を希望する場合(広域委託入所)

申込先・問い合わせ先	必要書類	申込締切	備考
出雲市	出雲市の用紙	希望保育所がある自治体の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> ・入所期間は該当年度の年度末までです。 ・入所選考は希望保育所がある自治体が行います。

● 出雲市外在住で、出雲市内の保育所を希望する場合(広域受託入所)

申込先・問い合わせ先	必要書類	申込締切	備考
お住まいの自治体	お住まいの自治体の用紙	出雲市の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> ・入所期間は該当年度の年度末までです。 ・出雲市民の利用調整後に決定します。 ・定員を超えた保育所への入所はできません。 ・予約申込みはできません。

8 必要書類・入所申込み方法

《入所申込みに関する注意点》

- 選考の結果、入所未決定となる場合があります。
 - ・希望する保育所に入所枠がないときや、入所枠を超える入所希望者があるときは、入所を決定できない場合があります。あらかじめご承知おきください。
- 書類に不備・不足がある状態では申込が完了しません。
 - ・申込締切日までに不備・不足が解消しない場合や、郵送の場合で申込締切日までに市へ書類が届かない場合（郵送事故の場合も含む）は、選考を保留します。
 - ・受付時の確認は慎重に行いますが、受理後に不備・不足があることが判明することがあります。その場合は担当から連絡しますので、日中連絡がつくようにしておいてください。
- 書類に虚偽の記載内容があったことが判明した場合は、内定を取り消します。
- 申込後、申込内容（就労状況、世帯状況等）に変更が生じた場合は、手続きが必要な場合があります。
 - ・申込内容と入所日時点の内容に相違があるときは内定を取り消す場合があります。申込後、入所までの期間中に状況が変更となった場合は、内定の有無にかかわらず速やかにご連絡ください。
（「9 申込み後から入所までに必要な手続き(P7)」参照）
- 保育所の事前見学をお勧めしています。
 - ・申込書には希望する保育所を第1～5希望まで記入できます。選考の結果、第1希望以外の保育所に入所決定する場合がありますので、必ず入所できる保育所名を記入してください。
 - ・保育方針や送迎距離などを検討したうえで申込みください。
 - ・内定辞退（内定取消）後、入所月や希望園を変更して再審査を希望する場合、同一年度の審査では減点の対象となります。
- 保育に配慮が必要な場合（食事、健康状態など）は、保育所に事前相談のうえ申込みください。
 - ・保育所は集団生活の場です。選考の結果入所が内定しても、保育所の面接や医師の診断により、集団生活が困難であると判断されたときは、内定取消となる場合があります。
そのため、日常的に児童に対する配慮が必要な場合（食事、健康状態、定期的な通院、障がいなど）は、希望保育所に事前相談のうえ申込みください。

(1) 必要書類等について

◆ 申込方法により、準備が必要な書類が異なります。

窓口提出及び郵送申込の場合、以下の①～④の書類を準備のうえ申込みください。
各書類の詳細や注意点をご確認のうえ、書類不備がないようご注意ください。
必要書類の不備がないかどうか、右記QRコード先の「保育所入所申込チェック表」からご確認ください。

チェック表



記載例



① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（児童一人につき1枚）

オンラインで申込み場合、画面上で入力していただくため書類の用意は不要です。
記載例は右記QRコード先の「保育所入所申込書の記載例」からご確認ください。

② 保育を必要とする事由を証明する書類（父母及び同居の65歳未満祖父母）

次ページ「保育を必要とする事由別必要書類一覧表」に対応する各必要書類を準備ください。

★証明日から3か月を経過した証明書は受付できません。

★所定様式以外で提出の場合は原則、受付できません。

「就労証明書」、「保育を必要とする事由申立書」、「求職活動報告書」、「診断書」はすべて出雲市保育幼稚園課の所定様式です。

③ 個人番号（マイナンバー）申告書（児童一人につき1枚）※転園及び再申込みの場合は不要

(A)保護者の個人番号が分かるもの

（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等のいずれか）

(B)保護者（(A)と同じ人）の身元確認できる顔写真付き公的証明書（運転免許証等）

※郵送で申込み場合、(A)(B)のコピーを同封ください。

④ その他、世帯状況に応じて必要な書類

- ・在宅障がい者世帯の場合
各種手帳(コピ-)、特別児童扶養手当認定通知書(コピ-)、障がい基礎年金の受給が分かるもののいずれか
- ・ひとり親の場合
戸籍謄本、児童扶養手当証書(コピ-)、福祉医療費医療証(コピ-)、離婚届の受理証明のいずれか
※提出がない場合、配偶者分の必要書類を求める場合があります。
- ・第3子以降の児童の申込みの場合：第3子以降保育料減免申請書
- ・別居の兄弟姉妹がいる場合：別居している負担額算定基準者申出書
- ・申込児童が障がい等を有し集団の保育を受けることが望ましい場合
各種手帳(コピ-)、特別児童扶養手当認定通知書(コピ-)、又は診断書(出雲市保育幼稚園課所定様式)
※提出は必須ではありませんが、選考上の優先度が上がる場合があります。
- ・未就学の兄弟姉妹が介護・看護を要するために保育所・幼稚園に在籍していない場合
各種手帳(コピ-)、特別児童扶養手当認定通知書(コピ-)、又は診断書(出雲市保育幼稚園課所定様式)
※提出は必須ではありませんが、選考上減点となります。

※ 「各種手帳」とは、「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者福祉手帳」のことを言います。

※ 令和8年1月2日以降出雲市に転入された場合、保育料算定のための資料提出を求める場合があります。

《保育を必要とする事由別必要書類一覧表》

保育を必要とする事由	書 類	備 考
就 労	「就労（予定）証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社や官公署等で就労の方は、事業主や施設長等から証明を受けてください。 ◆ 自営業主・自営業専従者・家族従業者の方は中心者が記入し、取引先で証明を受けてください。特定の取引先がない場合は、税務署へ提出した「開業届の写し」又は「直近の確定申告書（市県民税申告書）の写し」を添付してください。自営業専従者・家族従業者で給与支払がある方は、上記に加えて給与明細など中心者からの給与支払が確認できるものを添付してください。 ◆ 内職の方は、発注者の証明が必要です。 ◆ 就労「予定」で提出された場合、就労開始後に「就労中」の証明書の再提出が必要です。 ◆ 産後休暇・育児休業から職場復帰する方は、記載欄に期間を明記してください。
産前産後	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「母子健康手帳（コピー）」	保護者名と出産予定日が確認できる部分をコピーし、提出してください。
疾病・負傷 障がい	「保育を必要とする事由申立書」＋「診断書」又は「各種障がい者手帳（コピー）」	
親族の介護・看護	「保育を必要とする事由申立書」 ＋被介護者の「診断書」又は「各種障がい者手帳・介護保険証(認定済)等（コピー）」	
求職活動 起業準備	「求職活動報告書」＋「ハローワーク受付票、事業計画書等の書類の写し」（あれば） ※この他、活動実績の証明となるものを任意で提出してください。	
就 学	「保育を必要とする事由申立書」 ＋カリキュラム（時間割） ＋ 下記のうちのいずれか ①「学生証（コピー）」 ②「在学を証明できる書類」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 申込時に就学していない場合は、合格通知書を提出してください。就学後、在学証明書を提出してください。 ◆ カリキュラム(時間割)は、1日の受講時間が分かるものを提出してください。 ◆ 学生証や在学を証明できる書類から在学期間が確認できない場合は、在学期間が分かる書類の提出も必要です。
職業訓練	「保育を必要とする事由申立書」 ＋カリキュラム（時間割） ＋「職業訓練を受講していることが分かる書類」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 申込時に職業訓練が開始していない場合は、合格通知書を提出してください。訓練開始後、在学証明書を提出してください。 ◆ カリキュラムは、受講期間及び1日の受講時間が分かるものを提出してください。
児童虐待・DV	保育幼稚園課へご相談ください。	
不在（市外在住）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 父母の死亡、離婚、未婚（事実婚除く）、市外在住（単身赴任）の場合は、書類は不要です。 ◆ 行方不明、拘禁等の場合は、保育幼稚園課へご相談ください。 	
要介護	「介護保険被保険者証の写し」	
災害復旧	「保育を必要とする事由申立書」＋「り災証明書」	
市が特に認める場合	保育幼稚園課へご相談ください。	

「保育を必要とする事由」により、保育認定の有効期間(入所可能な期間)が異なります。詳しくは、「3 保育の必要性の認定(P2)」をご参照ください。

(2) 申込み方法(オンラインによる申込)

オンライン申込のほか、窓口提出や郵送での申込みも可能です。受付時間や注意点は表紙をご参照ください。

○用意するもの

- ① マイナンバーカード
- ② マイナポータルアプリがインストールされているスマートフォン
- ③ マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号
(署名用電子証明書[6～16桁]、利用者証明用電子証明書[4桁]、券面事項入力補助用[4桁])
- ④ 「(1) 必要書類等について(P5-6)」に記載している必要書類の画像データ

○申込手順

オンライン

電子申請サービスからお申込み。
24時間申込み可能。ぜひご利用ください。



※ 書類や申込内容に不備がある場合、市担当者から電話で確認を行いますので、日中連絡がとれるようにしておいてください。
受付期間中に不備が解消されない場合、審査は保留となり入所選考できません。

9 申込み後から入所までに必要な手続き

(1) 申込内容(就労状況、世帯状況等)の変更

申込後に申込内容等に変更があった場合、速やかに保育幼稚園課又は各行政センターで変更の手続きをしてください。

- ★ 入所内定後に、申込内容の変更が判明した場合は内定を取り消すことがあります。
- ★ 以下に記載がない内容でも、手続きが必要な場合があります。

変更内容	必要な書類
住所・電話番号などの連絡先	教育・保育給付認定(変更)申請書
保育を必要とする要件の変更 【例】 ・離職・転職 ・求職活動から就労 ・配偶者の転入・転出 (単身赴任の開始や終了) ・(疾病・負傷で)加療見込み期間の延長など	【離職(就労から求職活動)】教育・保育給付認定(変更)申請書+求職活動報告書 【転職・求職活動から就労】教育・保育給付認定(変更)申請書+就労証明書 【配偶者の転入】教育・保育給付認定(変更)申請書+保育を必要とする事由申立書 【配偶者の転出】教育・保育給付認定(変更)申請書 【加療見込み期間の延長】教育・保育給付認定(変更)申請書+保育を必要とする事由申立書+診断書
家庭状況が変わった (婚姻・離婚等)	【婚姻】教育・保育給付認定(変更)申請書+(配偶者の)保育を必要とする事由を証明する書類+個人番号(マイナンバー)申告書 【離婚】教育・保育給付認定(変更)申請書+戸籍抄本(保育幼稚園課で離婚が確認できる場合は不要)
入所希望保育所を変更する	保育所入所希望変更届
申込みを取りやめる	保育所入所申込取下げ届
内定を辞退する	内定辞退届

(2) 保育所等での面接準備

入所内定後は、入所が内定した保育所で面接を実施します。保育所へ直接連絡してください。保育所の面接や医師の診断により、集団生活が困難であると判断されたときは、内定取り消しとなる場合があります。

10 入所後に必要な手続き

(1)産後休暇・育児休業から復帰する場合

産休・育休から職場復帰予定で入所内定した方には、入所後に「職場復帰済証明書」の提出を求めます。

対象者へは、入所する保育所を通じて用紙をお渡しします。指定した方法で提出してください。期日までに提出がない場合や、復帰日が予約申込の対象外の場合は退所となります。（「5 予約申込み(P4)」参照）

(2)入所内容(就労状況、世帯状況等)の変更

入所後に父母の就労状況や世帯状況等に変更があった場合、変更の手続きが必要です。速やかに保育幼稚園課又は各行政センターで手続きを行ってください。

★ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退所となります。

変更内容	必要な書類
住所・電話番号などの連絡先	教育・保育給付認定(変更)申請書
保護者の就労状況が変わった 【例】 ・離職、転職 ・求職活動から就労 ・配偶者の転入・転出 （単身赴任の開始や終了） ・（疾病・負傷で）加療見込み期間の延長	【離職（就労から求職活動）】教育・保育給付認定(変更)申請書＋求職活動報告書 【転職・求職活動から就労】教育・保育給付認定(変更)申請書＋就労証明書 【出産のため離職】教育・保育給付認定(変更)申請書＋保育を必要とする事由申立書 ＋母子健康手帳(写) 【配偶者の転入】教育・保育給付認定(変更)申請書＋保育を必要とする事由申立書 【配偶者の転出】教育・保育給付認定(変更)申請書 【加療見込み期間の延長】教育・保育給付認定(変更)申請書＋保育を必要とする事由申立書 ＋診断書
家庭状況が変わった （婚姻・離婚等）	【婚姻】教育・保育給付認定(変更)申請書＋（配偶者の）保育を必要とする事由を証明する書類 ＋個人番号(マイナンバー)申告書 【離婚】教育・保育給付認定(変更)申請書＋戸籍抄本(保育幼稚園課で離婚が確認できる場合は不要)
各種手帳の新規取得 特別児童扶養手当の受給開始 障がい基礎年金の受給開始	教育・保育給付認定(変更)申請書 ＋各種手帳(写し)又は 特別児童扶養手当の受給認定証 又は 障がい基礎年金の受給が分かる書類
その他 ・所得税の修正申告 ・生活保護受給・廃止 など	保育幼稚園課にご連絡ください。 内容に応じて必要な手続きをご案内します。

(3)長期休園の取り扱い

保育所を長期間お休みする場合、最長で2か月を目安として認めています。

連絡なく長期間お休みされる場合、家庭で保育可能と判断し、保育の実施を解除する場合があります。

お休みされている期間も、保育料は通常どおりお支払いいただきます。給食費や諸費の取扱いについては、入所する保育所へお問い合わせください。

★対象児童

最終登園日から2か月間登園がない場合、園から市への報告を受けて、保護者に状況を確認します。

例：4/15 最終登園日・・・以降6/16まで登園がない場合

★長期休園が見込まれる事例について

里帰り出産や児童が疾病等で療養を要する場合は、事前相談をお願いします。

状況を確認できる書類等の提出を依頼する場合があります。

事例	確認事項
●里帰り出産・・・最終登園日から90日後を含む月末まで休園を承諾します。	・出産予定日（母子健康手帳等） ・休園期間
●児童の疾病等で療養を要する場合・・・最終登園日から90日後を含む月末まで休園を承諾します。 退所される場合：再入所を希望する場合は加点の対象とします。 （必ず入所内定できるわけではありません。また、同一施設で内定できるとは限りません。）	・加療見込み期間（診断書等） ・休園期間
●その他、市長が必要と認める場合	状況に応じて対応

(4)育児休業中の継続入所

就労等による入所中に下の児童の出産に伴う育児休業を取得された場合、上の児童は育児休業の期間を通して継続入所可能です。市役所での手続きは不要です。

(5)現況届

毎年1回、父母の保育を必要とする事由の確認を行います。期限内に手続きを行ってください。

手続きがない場合や、提出された書類を確認した結果、保育を必要とする事由に該当しないことが判明した場合は退所となります。

11 選考(入所審査)基準

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類を基に、次のとおり入所指数を定め、合計入所指数の高い順に希望する保育所等に選考（入所審査）を行います。

『父(基準①)』 + 『母(基準①)』 + 『世帯状況(基準②)』 = 『合計入所指数』

- ★選考は、先着順ではなく、保育所の受入可能状況、および「選考基準」により行います。
 ★希望する保育所に入所枠がないときや、入所枠を超える入所希望者があるときは、入所を決定できない場合があります。あらかじめご承知おきください。

基準①(保育を必要とする事由)・・・父母それぞれ上限50として指数を合算

分類		父母の状況	父	母
就労 (予定は▲1)		月の就労時間に応じて評価（内職も含む）	別表参照	
産前産後		産前産後8週の期間内	－	50
疾病 負傷 障がい	疾病 負傷	児童の保育がとても困難（診断書による）	50	50
		児童の保育が困難（診断書による）	47	47
		児童の保育がやや困難（診断書による）	42	42
	障がい	身体障がい者手帳(1,2級)、療育手帳(A)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)	50	50
		身体障がい者手帳(3級)、療育手帳(B)、精神障がい者保健福祉手帳(2級)	47	47
		身体障がい者手帳(4～6級)、精神障がい者保健福祉手帳(3級)	42	42
介護・看護		同居親族の介護・看護（月の介護・看護時間に応じて評価）（※1）	別表参照	
災害復旧		火災等による家屋の損傷復旧、その他災害の復旧に従事	50	50
求職活動・起業準備		現在、求職活動は行っていない（保育施設等の利用開始後活動する）	10	10
		ハローワークに通っているまたは独立・起業準備を行っている	10	10
就学・職業訓練（※2） (予定は▲1)		月の就学時間、職業訓練の受講時間に応じて評価	別表参照	
		通信制大学、通信教育の学生	10	10
児童虐待・DV		児童虐待を行っている（おそれがある）、DVを受けている	50	50
不在		父母の死亡、離婚、未婚（事実婚除く）、市外在住（単身赴任）、行方不明、拘禁等の場合	50	50
要介護認定等		要介護認定(4,5)	50	50
		要介護認定(1,2,3)	47	47
		要支援認定(1,2)	42	42
その他		別居親族の介護・看護（※1）	32	32
		その他市が特に入所が必要と認める場合	状況による	

※1 被介護者の診断書を提出の場合、「介護の要否」欄が“要する”の場合を対象とする。

※2 大学・専門学校等に在学している、または職業訓練を受講している。ただし、通信制の場合は就学時間にかかわらず10点とする。

別表：就労、同居親族の介護・看護、就学・職業訓練の指数

		父	母
就労 (予定は▲1)	月160時間以上	50	50
	月140時間以上160時間未満	48	48
	月120時間以上140時間未満	46	46
介護・看護	月112時間以上120時間未満	40	40
	月96時間以上112時間未満	38	38
就学・職業訓練 (予定は▲1)	月80時間以上96時間未満	36	36
	月64時間以上80時間未満	34	34
	月48時間以上64時間未満	32	32

基準②(優先事由)

調整	世帯等の状況		指数
加 点	入所月(※1) (職場復帰月)	審査月の翌月(※2)	10
		審査月の翌々月(※3)	5
	祖父母の状況	祖父母のいずれも市内在住でなく、かつ隣接市町(松江・大田・雲南・飯南)在住の場合	1
		祖父母のいずれも市内在住でなく、かつ隣接市町(松江・大田・雲南・飯南)以外の市区町村に在住または不在の場合	2
	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合(里親委託が行われている場合を含む)		100
	ひとり親家庭の場合		30
	生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合等		30
	児童が障がいや有しているなど、集団の保育を受けることが必要な場合 (身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持、特別児童扶養手当受給対象、医師の診断書あり)		10
	保護者が出雲市在住で、出雲市内の保育施設(認可・認可外を問わない)または幼稚園で勤務する場合(予定を含む)(※4)		40
	保護者が出雲市在住で、出雲市外の保育施設(認可・認可外を問わない)または幼稚園で勤務する場合(予定を含む)(※4)		5
	保護者が出雲市在住で、小中学校または出雲市内の児童クラブで勤務する場合(予定を含む)(※4)		5
	児童の健康状態を理由に内定辞退(※減点対象)または退所したのちに、再申込みする場合		10
	児童の健康状態を理由に内定取消(※減点対象)したのちに、再申込みする場合		2
	兄弟姉妹が2つ以上の認可保育所(認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業施設を含む)または認定こども園(幼稚園部分)に分かれて入所している場合の転園申込み		27
	兄弟姉妹が既に出雲市内の認可保育所(認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業施設を含む)、公立幼稚園または認定こども園(幼稚園部分)に入所中もしくは入所内定している場合。ただし、転園申込みの場合を除く。		7
	兄弟姉妹同時申込みの場合(転園申込みを除く)		3
	保護者双方の失業により、就労の必要性が高い場合		3
	申込児童が中央保育所、小規模保育事業施設または企業主導型保育施設(2歳児までの受入施設に限る)を支給認定を受けて卒園し、翌年度の4月入所を希望する場合		3
	産休・育休満了と同時に入所を希望する場合		2
	その他市が特に入所が必要と認める場合		状況による
減 点	同居の祖父母 (65歳未満)	指数①で41点以上 の事由に該当する場合	±0
		指数①で25点以上40点以下の事由に該当する場合	-3
		指数①で10点以上25点未満の事由に該当する場合	-5
		就労していない等、家庭で保育することができる場合 (事由はあるが書類未提出の場合を含む)	-10
	兄弟姉妹に申込みのない未就学児がいる場合。ただし、減点対象となる児童が介護・看護を受けている場合を除く。		-5
	転園希望の場合(別々登園の場合も減点の上、兄弟姉妹が2つ以上に分かれている場合の転園申込みの加点をつける)		-3
	申込児童が同一年度内の入所内定を辞退している場合		-10
	申込児童が同一年度内の入所内定を取消している場合		-2
	保育所保育料、公立保育所給食費、公立幼稚園預かり保育料に滞納がある場合(卒園児分含む)(※5)		-30
	育児休業の延長も許容できるため、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服はない。		(※6)

※1 育休復帰による予約申込みの場合は、入所月ではなく職場復帰月を基準とする。

※2 1次募集は一律[審査月の翌月]10点を加点する。

※3 2次募集の4月入所(職場復帰)は[審査月の翌月]10点、2次募集の5月入所(職場復帰)は[審査月の翌々月]5点を加点する。

※4 勤務先による加点(保育施設等勤務40点・5点、小中学校等勤務5点)が世帯内で複数該当する場合は、いずれか加点の高い方を一度のみ配点する。

※5 次の場合を対象とする。①現年分で3回以上滞納があり、履行約束がない場合、②過年分の滞納があり、履行約束がない場合。

※6 未決定希望で申請書に記入がある場合、合計点数1点になるまで減点する。

❗ 同居・別居、市外在住などの判断は、原則、住民登録地により行います。

例えば実態が単身赴任の場合でも、住民登録地が市内である場合は、保育を必要とする事由を証明する書類が必要

❗ 入所希望日時点の状況を証明する書類を提出してください。

申込時と入所時の状況が違う場合、入所決定を取り消す場合があります。申込後、入所までの期間中に状況が変更となった場合は、内定の有無にかかわらず速やかにご連絡ください。

12 保育料等について

保育所は、国・県・市の負担金（公費）と保護者に負担いただく保育料により運営されており、保育料は保育所の人件費、事業費、管理費、給食材料費等の一部となります。

幼児教育・保育の無償化により、保育年齢が「3歳児以上」または「0～2歳児で住民税非課税世帯」の場合、保育料は「無料」となります。

① 保育料の算定

- ・ 保育料は、原則、**各月1日を基準日**として、児童と生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税の課税状況やひとり親世帯、在宅障がい者世帯などの世帯状況、児童の保育年齢、保育必要量等の区分により算定します。
- ・ 保育料は、保育年齢（各年4月1日）で算定します。年度途中に誕生日を迎えても保育料の変更はありません。
- ・ 保育料は、9月分から保育料算定の基になる市町村民税の課税年度の切替えをします。

利用時期	保育料算定の基になる市町村民税の課税年度
4～8月	令和8年度（令和7年（2025）1～12月の収入に基づく市町村民税）
9～3月	令和9年度（令和8年（2026）1～12月の収入に基づく市町村民税）

保育料表



出雲市HP
ダウンロード資料を参照

※出雲市以外で課税されている場合は、マイナンバー制度の情報連携に基づき、課税自治体から所得課税情報を取得します。なお、世帯状況によっては追加提出を求める場合があります。

② 保育料の注意事項

- ・ 保護者（父母）の年収合計が120万円未満で、かつ、児童が健康保険上において父母以外の祖父母等の扶養となっている場合、家計を維持する主宰者と判定し、祖父母等の課税状況も含めて保育料を算定します。
- ・ 保育料は月額のため、保育所をお休みされても減額はありません。
- ・ 市町村民税が確認できない場合は、原則、最高階層で保育料を算定します。
※扶養控除等を受けていない場合で、収入がない方は、住民税の0円申告を行ってください。
- ・ 国外に居住のため市町村民税が課税されていない方は、年間の収入額等の分かるものを提出してください。
- ・ 次の場合、必ず市に連絡してください。
 - 確定申告や住民税の申告により課税額が変更となる場合
⇒変更が判明した翌月分の保育料から再算定します。※期間を遡っての算定はしません。
 - 世帯状況（生活保護受給、ひとり親該当）が変更となる場合
⇒その事実が発生した翌月分の保育料から再算定します。
 - 世帯状況（在宅障がい者世帯）が変更となる場合
⇒次ページ「⑦ 在宅障がい者世帯の保育料・給食費（副食費）の軽減について」をご参照ください。

③ 保育料の納付

- ・ 保育料の納付先及び納付期限は施設により異なります。

施設	納付先	納期限	納付方法
認可保育所	出雲市	利用月の翌月末 （11月分の納期限は12月27日。納期限が 土日祝日の場合はその翌日）	納付書払、口座振替
認定こども園 小規模保育事業施設	各施設	利用月の当月	各施設が指定する方法

- ・ 認可保育所の保育料は、納め忘れのない口座振替による納付を推奨しています。一部金融機関はオンラインでの手続きが可能です。（「◎保育料・給食費に関するQ&A(P14)」参照）
- ・ 口座振替以外の方は納付書を利用月の翌月上旬に送付しますので金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリ（PayPay）で納付してください。

★期限内の納付がない場合は、督促状や催告状の送付、保育所や自宅、勤務先等への連絡や訪問などを行うことがあります。また、給与、預貯金等財産の差押えなどの滞納処分を行うことになります。

④ 給食費の納付

- ・ 3歳児以上の保育料は無料となりますが、給食費は別途保護者負担となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の児童については、給食費のうち副食費（おかず代）が免除となりますので、主食費（ごはん代）のみ負担となります。
※参考（令和8年度）：出雲市内の保育所給食費 6,500円／月程度（内訳：主食費 1,000円＋副食費 5,500円）
※給食費は利用施設が徴収します。納付期限や納付方法は園により異なります。
（公立保育所利用の方は出雲市が徴収します。）
- ・ その他保育所により、別途保護者会費や教材費等の負担が必要になる場合があります。詳しくは各保育所にご確認ください。

⑤ 保育料算定の基になる市町村民税額の確認方法について

保育料は、住宅借入金等特別控除や配当控除など（調整控除は除く）の税額控除前の所得割額を用いて算定します。下記の「市民税・県民税額決定通知書」を参考にしてください。

○市民税が毎月の給与から徴収されている方（給与天引き）

※①欄市民税の『税額控除前所得割④』を参考にしてください。

所得	給与収入 （給与所得以外の所得は別表に記す）	主たる給与 （給与所得以外の所得は別表に記す）	所得割額 （所得割額）	税額 （税額）
所得	所得割額 （所得割額）	所得割額 （所得割額）	所得割額 （所得割額）	所得割額 （所得割額）

※②欄『算出税額』の『市民税分』を参考にしてください。

算出税額	市民税分
算出税額	市民税分

○市民税を納付書もしくは口座振替で納めている方

※③欄『算出税額』の『市民税分』を参考にしてください。

算出税額	市民税分
算出税額	市民税分

⑥ 出雲市独自の多子世帯の保育料軽減制度（第3子以降保育料軽減事業）について

子どもが3人以上いる世帯で、保育所入所児童のうち、最年長の子どもが3人目以降の子どもの場合、その子どもの保育料は、市が決める保育料から半額に軽減されます。ただし、同一世帯で保育料の滞納がある場合には、この軽減制度を受けることができません。また、この軽減制度を受けるためには、毎年度「第3子以降保育料減免申請書」の提出が必要です。

なお、「出雲市保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育事業施設保育料表」に記載の金額は、減免後のものを表記しています。

⑦ 在宅障がい者世帯の保育料・給食費（副食費）の軽減について

本人または同居する家族が在宅障がい者の世帯は、保育料等が軽減になる場合があります。軽減を受けるためには、年度ごとに手続きが必要です。

★対象となる世帯（在宅障がい者世帯）

児童本人または同居する家族が、次のいずれかに該当する場合

- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている。
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童である。
- ・国民年金の障がい基礎年金の受給者である。

★該当する場合の保育料等の軽減

	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
軽減内容	保育料 ^{※1} （減額または無料）	副食費 （免除 ^{※2} ）
留意事項	<p>・年度の途中で在宅障がい者世帯になった場合、対象となった月の翌月から適用します。</p> <p>・手続きを翌年度にした場合、翌年度当初からの適用となります。</p> <p>※1 市階層区分によっては、減額にならない場合もあります。在宅障がい者世帯の保育料については、「出雲市保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育事業施設保育料表」をご覧ください。</p> <p>※2 市階層区分によっては、免除にならない場合もあります。詳しくは「出雲市保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育事業施設保育料表」をご覧ください。</p>	

★軽減を受けるための手続き

保育幼稚園課または各行政センター市民サービス課で、認定変更手続きをしてください。

申告する在宅障がい者の障がい者手帳等の写し、受給の分かるものを添付してください。

※ 手続きをさせても、市階層区分によっては保育料等に影響しない場合もあります。

※ 手続きは毎年度必要です。現況届の提出に併せて、申告する在宅障がい者の障がい者手帳等の写し、特別児童扶養手当や障がい基礎年金の受給が分かるものをご提出ください。

13 その他の保育サービス

各施設ごとに独自の保育サービスを実施しています。
保育時間や利用料金のお問い合わせ、利用申込については、
各施設に直接お問い合わせください。

保育所一覧表

各施設の詳細は、QRコード先の
 保育所一覧表をご確認ください。



【延長保育】

保護者の就労時間の事情に対応するため、通常の開所時間(11時間)の前後に延長して預けることができます。
 保育料とは別に利用料がかかります。

“○”の施設は、通常開所時間以降、1時間の延長利用が可能です。

“☆”の施設は、特に長い時間の延長利用が可能です。

“■”の施設は、開所時間(11時間)を超えての延長保育は実施していません。

(※)「保育短時間の時間帯」とは、保育短時間認定を受けた場合に、利用できる時間帯です。

保育短時間の認定を受けていて、この時間帯から外れた時間を利用する場合は、保育料とは別に利用料がかかります。

【土曜保育】

社会福祉法人平田保育会の「平田・みなみ・わにぶち・中部」の4つの保育所では、**土曜日に平田保育所において共同保育**を実施しています。
 社会福祉法人おおつか福祉会の「ねむの木・ねむの木夜間」の2つの保育所では、**土曜日は共同保育**を実施しています。

【休日保育】

日曜、祝日に保護者の就労等の事情により家庭で保育ができない場合に預けることができます。

どなたでも利用可能です。利用予約については各保育所へ直接お問い合わせください。

※ 認可保育所に入所中児童については、入所中の保育所の平日利用日を振り替えることで、休日保育料を免除することができます。

詳細については、入所中の保育所へお尋ねください。

【一時保育(一時預かり)】

※各施設に直接お問い合わせください。

冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど私的な理由により、一時的に児童の保育ができない場合に預けることができます。

ただし、施設の状況により利用できないことがあります。

【各保育所の詳細について】

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」で、保育所の特色や保育内容などが閲覧できます。(認可外保育施設も掲載されています。)

★3歳児※からは幼稚園も入園できます

各幼稚園では「預かり保育事業」を行っています。時間や利用方法等については、幼稚園へおたずねください。

問い合わせ先：各公立幼稚園、各認定こども園

※公立幼稚園は3歳児クラスから、認定こども園は満3歳から入園可能です。

子ども・子育て支援情報公表システム
 「ここdeサーチ」

全国の保育所の特色や保育内容などが閲覧できます。
 認可外保育施設も掲載されています。



【病児・病後児保育】

病気・ケガのため集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育ができない場合に、かかりつけ医が病児・病後児に適すると判断した次の①②のいずれかに該当する場合利用できます。

①出雲市内に住所を有する0歳から小学6年生までの児童

②出雲市外に住所を有しているが、出雲市内の保育所等に在籍している児童

病児 病後児	施設名	住 所	電 話
●	【医療機関併設型】 わたなべこどもレディースクリニック 病児保育室「ひよこ」	武志町836-6	0853-25-8104
●●	【医療機関併設型】 島根大学医学部附属病院 病児・病後児保育室 「ニコニコさぎ」	塩冶町89-1	090-8999-3390
●●	【保育所併設型】 平田保育会 病児・病後児保育「ほほえみ」	平田町475-9	0853-31-9995
●	【保育所併設型】 浜山あおい保育園 病後児保育室「まーま」	天神町111-1	090-4574-9753
●	【保育所併設型】 あすなろ第2保育園 病後児保育室 「あすなろキッズルーム」	白枝町1337-8	080-2910-3521
●	【保育所併設型】 おおつか保育園 病後児保育室「いるか」	大塚町790-1	080-1909-7479

事前登録や
 利用予約については、
 各実施施設へ
 お問い合わせください。

病児・病後児保育
 空き状況照会サイト



14 よくある質問Q&A

その他のQ&AはQRコード
先のホームページに掲載
しています。



◎ 入所申込に関するQ&A

Q 1. 下の子の育児休業中ですが、上の子も下の子も入所していません。上の子だけ保育所に入所申込みを出すことはできますか？

できません。育児休業からの復帰にあわせた予約申込みをしてください。

Q 2. 空きがない保育所でも申込みできますか？

できます。「保育所入所可能状況」の公開以降、保育所の受入状況の変更などで空きが生じることもあります。

Q 3. 希望する保育所に必ず入れますか？

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類により、保護者(父母)の保育を必要とする事由や世帯状況を判定し、申込世帯の優先度により入所者を選考します。希望する保育所に入所枠がない場合や、入所枠を超える場合には入所を決定できないこともあります。

Q 4. 転園はできますか？

転園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。選考(入所審査)の結果、転園が決まらない場合は、現在入所中の保育所に継続して在籍することが可能です。転園が内定した場合は、現在入所中の保育所は退所となります。

Q 5. 保留通知が届きました。再度申込みが必要ですか？

入所申込時に、入所内定できない場合の申込について「翌月以降も継続して選考を希望する。」と選択されている場合、有効期間中は毎月の入所選考を行います。再度の申込みは不要です。

◎ 入所後の手続に関するQ&A

Q 1. 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間)を変更するには、どうすればいいですか？

就労証明書を提出し、認定変更手続を行ってください。申請日の翌月初日からの変更となります。

Q 2. 入所後にその児童のために2回目の育休制度を取得する場合はどうなりますか？

育児休業から復帰し保育所入所した後に、保護者のいずれかが該当児童のために1か月以上の育児休業を取得する場合、家庭での保育が可能とみなされるため、該当児童は退所となります。

Q 3. 母の育休復帰で内定しました。申込時は育休予定がなかった父が、母と入れ違いで育休取得した場合、保育所の内定には影響がありますか？

原則、内定取消(入所後に発覚した場合は退所)です。

Q 4. 離婚しました。必要な手続はありますか？

速やかに世帯変更の手続きを行ってください。手続きは子どもの姓名変更の有無に関わらず必要です。なお、離婚届の提出と父母の別居を以て、ひとり親世帯とみなします。

Q 5. 市外に転出しますが、同じ保育所に継続して入所することはできますか？

状況により異なります。保育幼稚園課又は各行政センター市民サービス課にお問い合わせください。

◎ 保育料・給食費に関するQ&A

※ 認定こども園、ひらた乳児保育園に入所の場合、保育料等に関するお問い合わせ先は入所している保育所となります。

Q 1. 保育料を口座振替にしたいのですが、どうすればいいですか？

「出雲市保育所保育料口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、口座のある各金融機関店舗へ提出してください。依頼書は入所児童1名につき1枚必要です。山陰合同銀行または鳥取銀行の口座をご利用の場合は、オンラインでの申込も可能です。なお、口座振替開始までに事務処理の都合で1～2か月かかる場合があります。その場合、口座振替開始までは納付書で納付してください。

Q 2. 2歳児クラスで満3歳になったら、保育料は0円になりますか？

なりません。翌年度4月に3歳児クラスになってからの保育料が0円になります。

Q 3. 今年から3歳児クラスですが、4月末に保育料が口座から引き落とされています。

4月末は2歳児クラス最後の利用月(3月分)の保育料の納期限(振替日)です。

国の幼児教育・保育の無償化により、保育年齢が「3歳児以上」の保育料は無料とされており、4月分以降の保育料はかかりません。給食費は保護者負担(保育所徴収)です。

Q 4. 保育所を休んだ日の給食費の取扱いはどうなりますか？

0歳～2歳児クラスの場合は、保育料に給食費が含まれます。保育所をお休みされても保育料は変わらずお支払いいただきます。3歳児クラス以上の給食費の取扱いは、各保育所の判断により異なります。入所する保育所にお問い合わせください。

